

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）のお知らせ

限度額適用・標準負担額認定証について

医療機関でお支払いされる一部負担金には月ごとに上限があり、上限を超えた額はあとで高額療養費として支給されます。

入院時には、一部負担金が限度額で止まりますが、**非課税世帯の方は、申請をすることによって発行される、「限度額適用・標準負担額認定証」を医療機関窓口で提示**することにより、一部負担金の軽減、および、食事代の減額を受けることができます。自己負担限度額は下記の表のとおりです。

1月あたりの自己負担限度額				
窓口一部負担等		外来(個人単位)	入院・外来(世帯単位)	1食あたりの食事代
3割	現役並み所得者	44,400円	80,100円+1% (※①)	260円
1割	一般	12,000円	44,400円	260円
	世帯全員住民税非課税	8,000円	24,600円	210円(※②)
	世帯全員住民税非課税で総所得金額0円 (年金収入80万円以下または老齢福祉年金受給者)		15,000円	100円

※①過去12ヶ月の間に高額療養費が4回以上該当すると、自己負担限度額が44,400円に軽減されます。また上記表の1%とは、総医療費から267,000円を差し引いた額の1%となります。

※②過去12ヶ月における91日以上の入院分は申請により160円に軽減されます。

限度額認定証の発行は申請が必要です。申請には保険証と印鑑をご持参ください。その他ご不明な点がございましたら、市役所保険年金課までおたずねください。